# ソーシャル・ジャスティス基金 助成公募要綱 2017年度=第6回



# 民主主義をつくるお金 市民による政策提案・社会提案活動を応援します

【主催・お問合せ先】 ソーシャル・ジャスティス基金 (SJF) 〒160-0021新宿区歌舞伎町2-19-13 ASKビル501 認定NPO法人まちぽっと TEL 03-5941-7948 FAX 03-3200-9250

メール info@socialjustice.jp ホームページ http://www.socialjustice.jp/



## 2017年度 助成公募要綱

## 1、ソーシャル・ジャスティス基金(SJF)の設立

ソーシャル・ジャスティス基金 (SJF) は「認定NPO法人まちぽっと」により2011年10月に設立されました。「まちぽっと」は、日本最初の市民ファンド「草の根市民基金・ぐらん」を20年以上にわたり運営しています。そのなかで、草の根での活動経験を普遍化するような、市民による社会課題解決のための政策提案型・社会提案型の事業 (アドボカシー活動) について、応援ニーズが高まり、SJFが新しい仕組みとしてスタートしました。

#### 2、SJFの趣旨

市民の力で希望ある未来をつくりだす、その一歩を応援します。よりよい社会を実現する主役は、みなさんです。一人ひとりに公正な社会に向かって、SJFは、今の世論大勢や政策・制度では見逃されがちだが大切な社会的課題に取り組む活動と伴走しています。

SJFの支援事業は、資金助成と社会対話の場づくりを両輪として進めています。後者として、「SJFアドボカシーカフェ」\*や、多分野の市民活動が連携する土台になる「SJFフォーラム」・「ソーシャルジャスティス・ダイアローグ」を企画運営しています。

これまでの助成先については http://socialjustice.jp/p/fund/fund\_group/ からご覧ください。

\*アドボカシーカフェ:社会を変える一歩は対話から。みなさんと考えたい社会的課題を共有し、解決にむけて率直に話し合う場です。多様な視点からの対話を通じて、アドボカシー活動に関わる機会が広がります。助成先の活動テーマについてもアドボカシーカフェを開催し、資金助成のみにとどまらず、社会対話の側面からも支援しています。アドボカシーカフェの様子は http://social.justice.jp/p/category/cafe/ からご覧ください。

# 3、公募テーマ ・助成金額

- ◆ 総額 200 万円 (1 案件の助成上限は **100 万円。**下記の公募テーマそれぞれ上限 100 万円。)
- ◆ 2017 年度は、以下のテーマを対象とした**アドボカシー(社会提案・政策提言)活動**を募集します。 **<公募テーマ1>** ──公益財団法人 庭野平和財団からの指定寄附枠──

『「いのちの無差別性に関する取り組み」~あらゆるいのちが尊ばれる社会をめざして~』 <公募テーマ2>

### 『見逃されがちだが、大切な問題に対する取り組み』

備考) 自己資金充当、費用項目についての条件はありません。

#### 4、助成期間

- ◆公募テーマ1は、1年間(2018年1月~2018年12月)の申請のみ受け付けます。
- ◆公募**テーマ2**は、以下のいずれかが標準的ですが、<u>最短1年</u>・最長2年以内であれば申請内容に応じた期間の申請を受付けます。
  - (1) 2018年1月 ~ 2018年12月 (100万円以内×1年間)
  - (2) 2018年1月 ~ 2019年12月 (50万円以内×2年間)
- 備考) 各テーマとも、助成事業が中途で終了した場合、または、助成事業の目的が大きく変更となり、SJFの 基本的な考え方と外れていると判断した場合は助成を打ち切ることがあります。

# 5、応募資格

「3、公募テーマ」に即し、以下の項目を満たした団体または事業であることを応募資格とします。

# 1) 「不公正の是正」「市民社会の形成」を目的とした、アドボカシー事業であること

助成は「社会課題の現場で直接的な支援やサービスを提供する活動」ではなく、<u>「社会課題の原因を改善し、新たな制度を社会提案するアドボカシー活動」で</u>、現場・地域の直接的活動なども含めて普遍性の<u>ある活動を対象とし、</u>以下の5項目を満たすことを原則とします。

- (1) 社会の不公正を正す目的をもった活動
- (2) 市民社会の形成に寄与する活動
- (3) 自発性にもとづき自主的に運用されている活動
- (4) 透明性のある情報開示をともなう活動
- (5) 営利を目的としない活動

備考)団体紹介の広報物など単なる広報の申請は対象となりません。また、<u>啓発活動については、制度や</u> 仕組みの改善にまでつながる活動への助成申請を期待しております。不明の際はお問合せ下さい。

#### 2) アドボカシーカフェを共催し、多様な市民との対話ができること

SJFでは、アドボカシー活動を実現するには一方的に意見を主張するのではなく、多様な皆さまとの対話による提案のブラッシュアップが欠かせないと考えています。そのため、助成決定団体については、助成団体が提案するテーマを共に議論し、意見を作り上げる場「アドボカシーカフェ」を共催し、企画協力やご登壇いただくことを条件とします。

ただし、アドボカシーカフェの開催費用(会場費・ゲストへのお支払・印刷費など)はSJFが負担し、 参加費はSJFの収入とします。

#### 3) 「助成発表フォーラム」への参加

助成先団体は、2018年1月9日に都内で開催を予定している「**助成発表フォーラム**」への参加が義務となります。また、中間報告会を兼ねたソーシャルジャスティス・ダイアローグにご出演いただくことを予定しています。その他、SJFが主催するイベント等へ積極的に参加いただくことを通して、一人ひとりの想いや希望が生かされる社会を共に創りあげていくことにご協力いただければ幸いです。

#### 4) 中間期、助成活動終了後の活動報告

助成先団体は、中間期の活動報告および活動終了後2ヵ月以内の最終活動報告書・会計報告書の提出が義務となります。

#### \* 助成先団体へのお願い

以下のご協力をお願いします。

- (1) 選考に際しては、東京都内での面談やヒアリングを行うことがあります。その際に宿泊費と交通費が必要になった場合、費用は団体持ちとなりますのでご了承ください。
- (2) 助成期間内、SJFの広報等へご協力をお願いします。
- (3) SJFのメールマガジンやキャンペーンなどへのご協力をお願いします。

#### 6、審査の視点

審査は2017年10月~11月にSJF審査会によって行われます。審査の視点は「1、SJFの設立」「2、SJFの趣旨」および「5、応募資格」を基本とし、さらに以下の内容を加味して行われます。

応募用紙の記載が事実と異なる場合、SJFの趣旨と異なることが明らかな場合は選考の対象になりません。なお、採否の理由に関するお問い合わせについては回答いたしかねますので、あらかじめご了承ください。

- (1) 社会的な弱者を視野に入れた活動であること
- (2) 他からの資金が受けにくい活動内容であること
- (3) 助成金額が有効に活用される見込みのあること
- (4) 助成による活動成果が、ある程度予測できること
- (5) 目的を達成するための団体の力量が認められること

# 7、応募方法、受付期間、送付先

応募に必要な郵送いただく書類は以下の通りです、これ以外の資料はお断りしております。

- (1) ソーシャル・ジャスティス基金(2017年度)助成申込書(SJFホームページよりダウンロード可)
- (2) 団体の規約(またはそれに準ずるもの)
- (3) 2016年度の活動報告の2ページ以内の要約 (団体ホームページに掲載されている場合は不要)
- (4) 2016年度決算·2017年度予算
- (5) 団体パンフレット1種類を10部
- 注) 必ず**簡易書留で郵送、および応募フォーム入力と、助成申込書メール送信を**してください。このうち郵送に際しては、(1)から(4)の書類は、<u>A4サイズの用紙への両面印刷</u>にてお願いいたします。応募用紙の持込は受け付けていませんのでご注意下さい。

# ● 応募受付期間

2017年 9月 1日~ 9月 30日 \*郵送=簡易書留は、9月30日 当日消印有効

- ●応募フォーム https://socialjustice.jp/FudProp2017.html に入力ください。
- ●助成申込書(7、(1)のWordファイル)を info@socialjustice.jp までメール送信ください。
- 応募用紙送付先 (必ず簡易書留で郵送)

〒160-0021 新宿区歌舞伎町 2-19-13 ASKビル501 認定NPO法人まちぽっと ソーシャル・ジャスティス基金

#### 8、決定および採択後の流れ

概ね以下のとおりですが、やむを得ず変更する場合がありますことご了解ください。

- (1) 応募書類による1次審査終了日=2017年10月27日(金)
- (2) 上記の通過団体について面談による2次審査=17年11月17日(金)10時から14時頃に順次
- (3) 助成団体の決定=17年12月 ※審査上の必要に応じて決定前にヒアリングを行う場合があります。
- (4) 助成発表フォーラムの開催=18年1月9日**夜** ※助成決定団体には、活動内容を発表いただき、会場との対話に参加いただきます。
- (5) 助成にかかる覚書を書面にて交わした後、助成金の半額を18年1月末までに振込み、半期となる6月末までの中間活動報告をいただき審議した後、残額を翌月である7月末までに振込みます。助成期間が1年超の場合もこれに準じ、期間の半期ごろの中間審議を経て残額の振込みとなります。